



原口 総合法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目4番3号
KDX虎ノ門ビル 9階
Tel: 03-6205-4404 Fax: 03-6205-4405
E-mail: kharaguchi@haraguchi-law.com

我が国における債務の潜脱行為への法的対策

2015年11月5日

原口総合法律事務所
所長弁護士
原口 薫

I. はじめに

最近の日中間の経済関係の緊密化に伴い、日本在住の中国人が会社を設立し、販売代理業や卸売業を営むケースが増えている。このような中国人や中国系企業の特徴として、商品代金を支払わなかったり、債務の履行を渋る傾向にあるといわれる。日本企業の場合、資金がある限り支払おうとする（しかし、支払えない場合も少なくない。）が、中国人又は中国系企業の場合、資金があっても、必要が生ずるまで、何かと理由をつけて支払いを免れようとする傾向にある。

中国でよく用いられる債務免脱方法として、別の会社を設立し、その会社に資産を譲渡する方法がある。中国人や中国系の企業は日本においても、同様の手段をとる場合が少なくない。このような場合、どのようにして、別会社に対して代金を請求したり、別会社に移転した資産を取り戻したりすることができるだろうか。

II. 事案の概要

日本の出版会社 X は、中国の製紙工場からボール紙を廉価に仕入れていた。しかし、その工場が倒産したので仕入先に困っていたところ、中国の製紙工場の知り合いから、日本で紙の卸売をしている Y1 という会社を紹介された。Y1 の唯一の株主で唯一の代表取締役でもある A は、中国人であるが、流暢な日本語を巧みに操って、X 社に対して自分が懇意にしている中国の工場からボール紙を廉価に仕入れるとあって、前払金 600 万円を支払わせた。しかし、結局、X に対しボール紙を売らなかった。そこで、X と Y1 は長い交渉の末、2014年9月1日に和解をし、Y1 は3カ月以内にボール紙を仕入れるか、又は前払金を返還することになった。

2014年10月1日、A は Y2 会社を設立し、その唯一の株主兼代表取締役に就任した。

2014年11月1日、Y1はXから受領した前払金600万円を用いて、中国の会社から良質の紙を廉価で購入した。

2014年12月1日、Y1はボール紙の在庫（時価600万円）を、200万円でY2に売却した。

2015年1月、XはY1に対して、ボール紙の在庫の引渡し又は前払金600万円の支払いを求めたところ、Y1はいずれも拒絶した。

Ⅲ. 問題の所在

以上の事実関係を前提に、Xは、誰に対して、どのような請求をすることができるか。Y1には資産がなく、資産を有するY2は、Y1とは独立した法人であり、Y1及びY2は、株主Aとも独立した法人であるから、Y1の債務をY2又はAが負担することはないはずであることから問題となる。

Ⅳ. 結論の要旨

1. Xは、詐害行為取消権を行使して、Y1からY2へのボール紙の譲渡行為の取消しを請求し、ボール紙に対して強制執行をすることが可能である。
2. Xは、Y1及びY2の法人格を否認し、Y2に対してボール紙の譲渡を請求することも可能である。

Ⅴ. 検討

A. 詐害行為取消権

1. 条文

日本民法424条1項は、「債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消を裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。」と規定する。また、同条2項は、「前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。」と規定する。同条は、債務者の責任財産保全のための詐害行為取消権を定めたものである。

2. 要件

a 「債権者を害する」

金銭の支払を目的とする債権にあつては、債務者の「債権者を害する」行為とは、自己

の資産を減少する行為をして債権者が十分な弁済を受けることをできなくすることである¹。すなわち、詐害行為取消権を行使しなければ、債務の共同担保である責任財産に不足をきたすおそれのあることが認められなければならない（無資力要件）²。

本件では、Y1 がその唯一の資産であるボール紙の在庫を時価よりも低い価額で Y2 に譲渡し、無資力を理由に前払金の返還を拒んでいることから、債務者である Y1 の積極財産を減少することで債権者 X を害しており、これに該当する。

詐害行為取消権を行使できる債権者は、被保全債権として金銭債権等を有しなければならない。本件では、被保全債権が前払金返還請求権なので、これを満たす。

「債権者を害する」行為は、被保全債権成立後に行われたことを要する³。本件では、和解契約に基づいて前払金の返還請求権が成立した後に、Y1 はボール紙の在庫を Y2 に譲渡しているので、これも満たす。

b 「害することを知って」

この「詐害の意思」の要件については、一般には積極的な「害意」ないし意欲までは要せず、知っていること（悪意）のみで足りる。悪意の時期は、債務者がその行為によって債権者を害することを行為の当時に現に知っていたことを要する⁴。

この詐害の意思の立証責任は債権者にあるが、この証明は、債務者の資産状態、処分行為の対価、債務者と処分の相手方との関係などから、裁判所によって比較的容易に認められているとの指摘がある⁵。

本件では、Y1 が唯一の在庫であるボール紙の在庫を Y2 に処分し、よって無資力状態となっていること、売却代金が時価の 3 分の 1 と著しく低額であること、Y1 及び Y2 が共に A を株主とする姉妹会社の関係にあることを踏まえると、Y1 に詐害の意思が認められると考えられる。

c 法律行為

取消しの対象となるのは、「法律行為」に限るが、本件では Y1 から Y2 への売却なので、これを満たす。

d 受益者の悪意

債権者取消権が成立するためには、債務者が悪意であるだけでなく、受益者又は転得者が、受益又は転得の当時その事情を知っていたことを必要とする。受益者・転得者は、善

¹ 我妻他『我妻・有泉コンメンタール民法総則・物権・債権〔第3版〕』（日本評論社、2013年）784頁

² 潮見佳男『プラクティス民法 債権総論〔第4版〕』（信山社、2012年）254頁

³ 最判昭和33年2月21日民集

⁴ 最判昭和35年4月26日民集14巻1046頁

⁵ 我妻他・前掲788頁

意の立証責任を負う⁶。

本件では、上記 b で述べた諸事情を踏まえると、Y2 において Y1 の処分行為が債権者を害することについて悪意であり、自己の善意を立証することはできないのではないかと考えられる。

e 行使方法

詐害行為取消権は、訴えの方法によらなければならない（日本民法 424 条 1 項）、抗弁の方法では許されない⁷。詐害行為取消訴訟の被告は、判例⁸では受益者（又は受益者からの転得者）とされる。

なお、債権法改正の要綱案では、受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴えについては、受益者を被告とし、債権者は、訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならないとされている⁹。

3. 効果

詐害行為取消権及びこれに基づく物の引渡しが認められると、債権者は受益者に対し、直接自己に物を引き渡すよう請求することができる¹⁰。

なお、債権法改正の要綱案では、詐害行為によって逸出した財産が金銭その他の動産である場合には、自己に対して引き渡すことを求めることができ、受益者は、債権者に対して引渡しをしたときは、債務者に対して引渡しをする義務を免れるものとされている¹¹。

4. 小括

以上より、本件事実関係では、X は Y2 に対し、Y1・Y2 間の売買契約を取り消し、ボール紙を直接自己に引き渡すよう請求することができる。

B. 法人格の否認の法理

1. 序

本件では、唯一の株主及び代表取締役を同じくする姉妹会社である Y1 と Y2 の間において、X に対する債務を免れるために、債務者 Y1 がその唯一の資産を受益者 Y2 に譲渡し、Y1 の X に対する債務の履行を不能にしている。このような Y1 と Y2 の間の法人格の濫用事例について、Y1 と Y2 の法人格を否認し、X が Y2 に譲渡された資産に対して強制執行をすることはできないか。

⁶ 最判昭和 37 年 3 月 6 日民修 16 卷 436 頁

⁷ 最判昭和 39 年 6 月 12 日民集 18 卷 5 号 764 頁

⁸ 大連判明治 44 年 3 月 24 日民録 17 輯 117 頁、大判大正 2 年 9 月 20 日民録 19 輯 704 頁

⁹ 法務省『民法（債権関係）の改正に関する要綱案』19 頁

¹⁰ 大判大正 10 年 6 月 18 日民録 27 輯 1168 頁

¹¹ 法務省・前掲 19 頁

2. 法人格否認の法理

a 総論

法人格否認の法理は、法人格の独立性、すなわち、①会社の対外的活動から生じた権利・義務は会社に帰属し、かつ、②会社に対し効果を生ずる財産法上の行為は会社の機関が行うとの原則を、当該事案限りで否認する法理である¹²。

法人格が否認される類型としては、「法人格が濫用される場合」又は「法人格が形骸化している場合」の二つがある。

b 判例

i 一般論

本件のような債務免脱目的の類型に関する判例としては、最判昭和48年10月26日民集27巻9号1240頁がある。同判決は、「取引の相手方からの債務履行請求手続を誤らせ時間と費用とを浪費させる手段として、旧会社の営業財産をそのまま流用し、商号、代表取締役、営業目的、従業員などが旧会社のそれと同一の新会社を設立したような場合には…新会社の設立は旧会社の債務の免脱を目的としてなされた会社制度の濫用である」と判示している。

ii 考慮要素¹³

(i) 新会社への営業譲渡等により債権者が害されたか否か

営業や資産の譲渡対価が支払われず、又は低廉である場合には法人格否認が認められやすい。

本件では、Y1の唯一の資産であるボール紙をY2に譲渡しており、その対価は時価の3分の1と低廉であることから、債権者であるXを害する。

(ii) 支配者、役員、従業員、事業内容、取引相手等の同一性や事業用資産の流用の有無

これらの同一性が認められる場合には、上記(i)を具体的に検討することなく、法人格濫用を認める判例が多いとされる。

本件では、支配者及び代表者が同一であり、それ以外の同一性が認められれば、より法人格の否認が認められやすい。

(iii) 新会社設立についての債権者との交渉の有無・内容

新会社設立を秘匿していた場合には、詐害目的が認定されやすい。

本件では、Y1がY2の設立をXに説明したとの事実関係は認められない。また、Y1がその唯一の資産をY2に譲渡し、その後Y1が前払金の返還を拒絶したという経緯を踏まえる

¹² 江頭憲治郎『株式会社法〔第4版〕』（有斐閣、2011年）40頁

¹³ 江頭編・前掲101頁

と、Y1 及び Y2 は、Y2 の設立を X に秘匿していたといいうる。

(iv) 支配者の主観面

債務の引継状況や従来の紛争経緯などから特定債務の支払回避意図が推認できる場合には、法人格否認が認められやすい。

本件では、上記 (iii) でも述べた経緯を踏まえると、Y1 及び Y2 の株主である A において、X に対する債務の支払回避意図が推認できると思われる。

iii 小括

上記 (i) ないし (iv) で述べた事情を踏まえると、Y1 及び Y2 は債務免脱目的で新会社を設立されたとして、法人格の濫用による否認が認められ、Y2 は Y1 の債務について X に対し責任を負うと解される。

したがって、X は Y2 に対しても、ボール紙の引渡しを請求しうる。

C. 詐害行為取消権と法人格の否認の法理の関係

1. 序

以上のように、本件において X は、詐害行為取消権及び法人格否認の法理によって、Y1 から Y2 への財産の移転を取り消し、又は、Y1 と Y2 の法人格の独立性を否認し、Y1 の債務を Y2 に対しても請求しうる。それでは同一の案件において、X はそれぞれの要件を主張することによって、いずれの請求もなしうるか。

a 詐害行為取消権の成立を否定する判例

この点に関し、本件のように、X との関係において、Y1 と Y2 が「別人格であることを主張できず、両者は一体のものと評価されるべきであるから、その間でなされた本件財産譲渡によって債権者が害されるとはいえない。しかも、本件の場合、法人格否認の根拠は」上記財産譲渡にあり、X は「これを根拠に法人格の否認を主張して債務の履行を求めながら、他方で、その取消を主張することは矛盾しており許されない。」とする下級審判決例がある（大阪高判平成 12 年 7 月 28 日）。

b 法人格否認の法理の謙抑的適用

しかし、法人格否認の法理は、元来、法人とのその構成員である社員又はその背後にある個人や会社など、法律上は別個の人格であるものを、一定の場合にその法人格を否定して、法的紛争について社会的に妥当な解決を図ろうとするものであるから、その適用については慎重な配慮がなされるべきであって、安易な適用は厳に慎むべきで¹⁴、まずは詐害行

¹⁴ 後藤勇「法人格否認の法理適用の具体的要件——旧会社の債務を新会社に請求する場合について」判タ 699-14、13-14

為取消権のような、具体的場面に則した法規の適用を考えるべきである¹⁵。

c 債務免脱行為に関する法人格の否認の法理の適用事例

以上から、本件のように、詐害行為取消権の適用も、法人格否認の法理の適用も可能な場合、主位的には、詐害行為取消権の主張、立証を考えるべきであり、法人格否認の法理の適用の主張、立証は予備的な主張にとどめるべきである。

それではどのような場合に、法人格の否認の法理を独立して主張する必要があるか。

例えば、本件と異なり、A が Y2 を設立するのではなく、Y1 が発起人として Y2 を設立し、Y1 がボール紙の在庫を現物出資するような場合が考えられる。

このような場合、Y1 はボール紙の在庫と引き換えに Y2 の株式を取得するのであって、無償又は低額で売買をする場合に比べ、X の損害を観念することは困難である（Y1 が現物出資をした時点において Y2 に負債はなく、Y1 が取得した株式の価値と、ボール紙の在庫の価値は一致するのであって、Y1 は無資力とは言い難い）。したがって、このような場合には現物出資を詐害行為として取り消すことは困難である¹⁶。

しかし、この場合でも、A が Y1 及び Y2 を支配しており、Y1 から Y2 へのボール紙の在庫の移転が、Y1 の X に対する債務を免れる目的でなされたとすれば（Y1 が有している Y2 への株式は第三者に譲渡される可能性もあるし、Y2 に移転したボール紙の在庫も、Y2 によって売却され、善意取得されてしまう可能性が否定できない。）。

したがって、Y1 と Y2 の法人格を否認し、Y1 が X に対して負担している債務の弁済を、X が Y2 に対して請求しうるようにする実益は存在するのである。

VI. 結論

1. X は Y1 と Y2 の間の資産の譲渡は、Y1 と Y2 の株主も代表取締役も同一であり、Y1 の唯一の資産であるボール紙を Y2 に譲渡するにあたり、その譲渡価格が購入価格の 3 分の 1 であること、結果として Y1 が無資力に陥っていることなどから、Y1 から Y2 への譲渡が X に対する詐害行為に該当するとして、Y1 と Y2 の間の資産の譲渡行為の取消しを請求することが可能である。

2. 仮に、Y1 と Y2 間の資産の譲渡を詐害行為として取り消すことができないとしても、Y1 から Y2 へのボール紙の譲渡は、株主も代表取締役も同一にする Y2 に対して、購入代金の 3 分の 1 の対価でなされており、Y1 と Y2 が別法人であることを利用して、Y1 のボール紙の引渡し債務を免れる目的でなされたものであるとして、X は Y1 と Y2 の法人格の独

頁

¹⁵ 四宮和夫『民法総則[第四版]』（弘文堂、1986年）75頁

¹⁶ 同旨、宇都宮地判昭和33年7月25日。なお、現物出資について、会社の資本を毀損しない範囲で、詐害行為の取消を認める下級審判決例（東京地判平成15年10月10日）があるが、上述のように無資力要件を従属するか、疑問もある（服部栄三「株式会社の設立における現物出資と詐害行為の取消」判タ1179号119頁）。

立性を否認し、Y2 に対してボール紙の引渡しを請求することも可能である。

以上